

00・3207・3210・3219・3220

巻十三・3228・3244・3267

巻十四・3354・3360・3361・3365・3368・3370・3373・3375・3377・3378・3382・3

388・3390・3391・3392・3393・3396・3407・3410・3412・3413・3415・3416

・3417・3418・3420・3423・3428・3431・3432・3433・3445・3449・3462・34

73・3479・3482・3488・3492・3495・3497・3498・3499・3500・3501・3503・

3504・3505・3507・3508・3511・3513・3518・3523・3526・3529・3530・353

2・3536・3537・3539・3542・3543・3547・3551・3552・3555・3559・3560・3

562・3563

巻十五・3578・3603・3605・3619・3626・3624・3652・3660・3663

巻十六・3807・3818・3836・3848・3855・3874

巻十七・3899・3908・3931・3932・3986・3987・3994・4002

巻十八・4033・4045・4064

巻十九・4152・4213・4217・4218

巻二十・4298・4309・4317・4326・4338・4339・4352・4369・4386・4387・4389・4

390・4420・4454・4457・4476・4478・4481・4486・4494・4503・4505・4508

3 武田祐吉氏『上代国文学の研究』など

4 加藤静雄氏『万葉集東歌論』参照

5 拙稿「巻十一―都人的発想と民謡的发想と―」（『柿本朝臣人麻呂歌

集の研究』所収）参照

6 拙稿「万葉集巻十一・十二の発想―その民謡性を求めて―」（『万葉の

発想』所収）

巻十四と巻二十のあいだ

加藤 静 雄

一

与えられた題目の意味は、巻十四が東歌であるという事実からすれば、当然それに対置されるものとして、巻二十とはいっても防人歌にのみ限定して考えることは許されるであろう。本稿では、この前提に立って考えることとする。

東歌と防人歌との現象面における相異点は、東歌が東国における民謡といわれ（筆者は必ずしもこの「東国の民謡」という表現に全面的に賛意を表するわけではない）、^{注1}作者についても、作歌事情においてほとんど不明であるのに対して、防人歌は一応作者の氏名も作歌事情もおぼろげながら判明しているということであろう。しかし、防人歌の作者の氏名が判明しているというそのことは、集団性に根ざした民謡的なものから、個の文芸としての創作性にかかわ

って行く過程の中にそれを見ることの可能性もはらんで見ると見うるかも知れないが、その防人歌の作者たちは、左注に表記されることにおいて、はじめて判明するのみであって、その作者名が判明していることにおいて、その作品の内的理解がどれほど深まったかということを考えてみれば、その作者たちの無名性は、ついに表記されてきたという事実にとどまるのかも知れない。もちろん、われわれはそれによって、彼らの出身地を知ることができ、防人集団の中の位置を知り、さらには防人の妻である、父であるという係累關係を知ることができるのであるが、そのことがその作品の内的個性をどれほど明確にしたかということを考えてみれば、作者名の存在しているという事実は、作品の理解のいくらかの手がかりにはなり得ても、作者名は「防人歌」という大きな枠から、一步を踏み出すことの上すがとはならない。その点において、東歌に近い、それとかなり近いものであるといえるであろう。

東歌と防人歌の相異点は、作者名の有無などということよりは、その歌わねばならなかった心情的対象にこそ求められるべきであろう。東歌が、その大部分において、東国における東国人の生活の中に息づいた、若々しく大胆な、生命力の根源のところから詠出されたような愛の歌声を原型としているのに対して、防人歌は、防人に指されたことにおいて、東国人の想像に絶するような異国であった、遙かな国、筑紫へ旅立たねばならなかった人々の、その別離の悲しみを中心にしたものに限定されるということであろう。だが、これにも補注が必要で、東歌の中には「防人歌」という部立のもとに五首、さらには、雑歌・相聞の中にも、防人歌かと考えられるものが少なくとも十首程度は（武田祐吉氏は「東歌を疑ふ」の中で二

十六首指摘されている）存在していることにおいて、東歌と防人歌の重なる部分があるということである。だが、ここにいる防人歌とは、もちろん広義のものであって、巻二十の天平勝宝七歳の防人歌と全く同質のものと考えているのではないことはいままでもないことながら確認しておきたい。

二

東歌は、東国の人々の間に生まれた民謡的な歌であった。その原型の中には、歌と表記するよりも、ウタと表現した方がより妥当性をもつような民謡も多くあった。もちろん、どの誰と指摘することは全く不可能なことではあるが、東国に生活していた数少ない豪族層にかかわる、その豪族層はかなり強い中央志向型思考をもっていたが、歌も存在していたと筆者は考えているが。^{注3}

防人歌は、防人に指名されたという厳しい現実^{注3}に由来する、特定の場に成立したという限定をもちながら、東国の人々の間に生まれた歌であった。

東歌も防人歌も「東国」という基盤を持つという点でのみ共通するのであり、この共有の基盤が、成立の事情を異にし、歌うべき心情的対象をそれぞれ別のものとしながら、両者をつなぐ最大のきずなであった。

東国は、宿命的に防人差遣という任務を背負っていた。防人を筑紫・老岐・対馬に配置したいという要求は中央のものであった。それを時には歴史の変遷の中で制度上の変更はありながらも、東国のみが義務として負わねばならなかったということは、すでに述べた

ことがあるので省略するが、その東国の人々の間に防人を主題とするウタが流布していても不思議ではない。それらのウタが巻十四に定着した時、例えば次の例の如きものとなった。

筑紫なるにはふ児ゆゑに陸奥のかとり少女の結びし紐解く

(14—三四二七)

大君の命かしこみ愛し妹が手枕離れよだち来ぬかも

(14—三四八〇)

対馬の嶺は下雲あらなふ上の嶺にたなびく雲を見つつ偲はも

(14—三五一六)

これらの例は、「防人歌」という部立をもつ五首以外から摘出したのであるが、これらは防人体験をもつた人々の間に歌われたウタであろう。もちろん、この場合の防人体験とは直接に防人に行ったというものでなくてもよく、間接的に、つまり自らの周辺に防人もつという体験でもよかった。丁度、軍隊体験のない人々も歌う軍歌の如きものであった。

今あげた例歌の中の「大君の命かしこみ」という慣用句は、万葉集中に二十六例を数えることができ、そのうち巻二十の防人歌に五例ある。その一例をのみあげておく。

大君の命かしこみ出で来れば我の取り著きて言ひし児なほも

(20—四三五八)

恐らくは、東国に生活していた人々にとって、大君という存在がどのようなものであるかという具体的なことは、どうでもよかったこと、あるいは何もわからなかったことに違いなく、ただ自分たちを直接支配していた郡司たち、つまり豪族層の「殿」とよばれていた人々の口から、時たまもれるものであったのみであり、その間接

的影響から、「大君の命かしこみ」という観念が、ただ観念として流布し存在したのであって、このような歌が存在するから、東国人が天皇に対する忠誠の心に燃えていたなどというのはナンセンスなことであるのはいうまでもあるまい。

そしてまた、この観念は素朴な人々の素朴な感情に素直に受け入れられてあったものであり、防人という具体的な場合にのみその観念の重みがのしかかっていたというのではなく、生活そのものの中に、具体的影響をあまり持たず、ということによって、東国人自身があまり強く内的規制をうけることなくということであるが、ともかくも存在していたのであって、防人に指名された人々が、それぞれの国々において国府に集結し、そこから難波まで引率されて行く道中において、部領使たちに教えこまれたという、速成の詰め込みの思想教育の結果だけではあるまい。そうでなければ、朝廷の東国経営などはとてもできなかったであろう。

ともあれ、防人歌が曲りなりにも成立し得たのは、東国各地でそれぞれに歌われていたであろう東歌の世界に身をおいた生活があったればこそであって、その背景を見ることなしに、防人歌のみを絶対値のように見て評価することは、このの本質を見誤ることになるであろう。

しかし、そうだからといって、防人歌が一首の長歌を除き、すべて短歌型であるということから、東国に生きて歌われていた東歌の原型もすべて、五七五七七の短歌型で統一されていたと見ることもまた、表層的な見方であることはいうまでもなからう。今日われわれは、短歌型の「東歌」を持っているのみである。しかし、東国各地で口誦されていたものが、短歌型のみでないことはいうまでもあ

るまい。むしろ短歌型などという口誦に適さない（口誦する歌は、偶数句の方が適当と考えられる、たとえば短歌の朗詠の形と考えられる仏足石歌体などもある）^{注5}ウタなどはほとんどなかったのかも知れない。その東歌が短歌型に統一される過程は、「東歌」が万葉集に定着する過程でもあった。

防人たちは、この東国の歌の世界をもった社会の出身であり、だからこそその抒情は全く唐突に出てきたものではなかったのであった。だが防人の多くは、「闇の夜に行く先知らず行く」（20—四四三六）ものでもあった。「障へなへぬ命」（20—四四三二）は、「大君の命」と考えられ易いし、またその意識が皆無とはいわないが、直接には、民衆を実質的に支配していた豪族たちのものであったろう。民衆には「命」を下す人は誰でもよかった。それが「障へなへぬ」ものであったという重苦しい事実のみが問題なのであった。

三

一方で、民衆の生活の中に生きていたウタが万葉集に定着する過程で成立してきた「東歌」があったのに対して、成立当初から「短歌」であった「東歌」もあった。「障へなへぬ」命をもって民衆を支配していた、いれゆる豪族層に属する人々の歌である。中央貴族の抒情とは、その様相にかなりの隔たりがあったとはいえ、彼らは、中央文化の諸相を意識的・無意識的に受容し、中央に政治的に隷属するのみではなく、文化的にもそこに連なろうと努力しつつ、一方では東国固有のエネルギーを保持していた東国豪族層の作品である。例えば次の歌などは、その豪族層に属する人々のものである

うと筆者は推定している。

信濃なる須賀の荒野にほととぎす鳴く声聞けば時過ぎにけり

(14—三三五二)

足の音せず行かむ駒もが葛飾の真間の継橋止まず通はむ

(14—三三八七)

吾が恋は現在もかなし草枕多胡の入野の将来もかなしも

(14—三四〇三)

今三首の歌を例示したが、もちろんこれらの例のみが豪族層の人々にかかわる歌であるというのではないことは当然である。これらの歌を豪族層の歌と推定する論拠は、別に述べたことがあるので、ここでは省略することをお許し願うが、ともあれ、東国で「短歌」が成立していたという事実を指摘しておきたい。

このような「東歌」の背景も考慮して防人歌の成立ということを考えねばなるまい。

天平勝宝七歳二月、相替るために筑紫へ派遣され時、防人たちが進上した防人歌は一六六首、そのうち万葉集に載録された歌は八四首、のこりの八二首は拙劣歌として家持の手によって捨てられてしまった。しかし、進上された歌が一六六首ということは、一六六人の防人たちが筑紫へ派遣されたということではない。一人で何首かの歌をよんだ防人もいる。万葉集に記録されたもののみで見るとはならないのだが、それによれば、一人二首の歌を記録された防人が三人いる。ほかに、防人の父や妻の歌もある。これらの事実を考えると、一六六首の防人歌にかかわる防人たちの実数はかなり減少することになる。だが、この防人歌を進上した防人たちのみが、この年に筑紫へ派遣されたわけではないことはいうまでもない。

天平勝宝七歳二月に相替って筑紫へ派遣された防人が何名であったのは不明とするよりほかはないが、その年より十八年前、天平十年に、その前年、つまり天平九年九月に「筑紫の防人を停めて、本郷に帰らしめ、筑紫人を差して、杵岐・対馬を成らしむ」と布告されたのをうけて、東国出身の防人たちを帰国させたのであるが、その帰国の途上にあたる周防国の正税帳によれば、周防国を東へ通過した防人は約二千人、駿河国を東へ通過した防人は一〇八二人を数える。駿河国を通過した防人数が、周防国の約半数になるのは、遠江・駿河の防人たちや、東山道を経由した防人たちが含まれていないからであろうが、ともあれ、約二千名の東国の防人たちが筑紫から東国へ帰っている。防人の総数は約三千名と推定されるが、必ずしもこの定数が満たされていたわけでもなからうし、この二千名程度の防人の東国への帰国は、大部分ではあつたらうが、すべての防人という保証もないので、東国から筑紫へ派遣されていた防人は二千名から三千名としておく。さらにその防人の任期が三年であるということから、その総員を三年毎にすべて入れ替えたと考える人もあるようであるが、毎年三分の一を交替させたと見るのが妥当である。とすると、この天平勝宝七歳二月に相替って派遣された東国の防人たちは七百名から千名程度となるのであるが、これから見ても、すべての防人たちが歌を進上したわけではないことはいうまでもないことと理解されうるのであろう。

このように考えると、進上する歌らしきものを詠み得た防人は、二割程度であり、さらにその半数が拙劣歌として捨てられ、卷二十に記載されるチャンスを持ち得た歌もまた、類想歌、模倣歌の多いことを見る時、防人たちの「歌」に対する理解度の低さが考えられ

るのであるが、それでもともかくも、防人歌として万葉集に拾い上げられた歌の作者たちは、東国においては、豪族層に連なるか、その雰囲気はいくらかでも呼吸していたものが多かったに違いなからう。肩書に「国造丁」「主帳丁」などあるものはその例であろう。「国造丁」は、国造の家の奴であろうとする説もあるが、吉野裕氏は、「国造丁」は

防人の集団に国造関係者が参与したということも、かつて国造が防人の前身形態にふかい関係のあつたことの遺制にほかならない。したがって、それは国造みずからであつてもよく、またその代理者たる地位をもつ「国造丁」でもありうる。しかし、国造みずからのばあいは『新考』がいうごとく防人と見るべきではなからうが、「国造丁」のばあいは防人または部領使の雑役の性質を持つと見ることもできるのであるが、とにかく防人としてもつねの防人ではない。^{注7}

とし、さらに注として「国造丁」は国造の家の「家人・奴婢」の類であつてもよいとされた。この吉野説及びその他の説をふまえながら、岸俊男氏は、防人集団の組織編成を考慮しつつ、「国造」と「国造丁」とは同一のものとし、

各国毎の防人は国司の一員たる部領使により難波津まで送られるが、その集団の長が国造丁であり、助丁は（中略）国造丁に副ふものである。^{注8}

とされた。この岸説が、防人集団を考えるのに妥当なものである。防人集団を構成するすべての人々が、貧しく、従って教養も低く、歌などを詠出することもできない人々であったとは考えられないことは、東歌が、すべて東国の民衆のものであると考えられない

のと同様である。

ちなみに、遠江国の「国造丁」物部秋持は、

かしこきや命かがふり明日ゆりや草が共寝む妹無しにして

(20—四三二一)

と歌い、相模国の「助丁」丈部造人磨は

大君の命かしこみ磯に触り海原渡る父母を置きて

(20—四三二八)

と歌う。あるいは上総国の「国造丁」日下部使主三中の父が、防人に出る三中に歌をおくり、三中自身も惜別の歌を詠じているところに、「国造丁」の家の環境、あるいは生活の雰囲気がかがえるであろう。また、常陸国の防人倭文部可良磨は、防人歌の中でただ一首の長歌を遺しているが、岸説に従って、常陸国の防人歌は逆の配列になっていたと考えるならば、岸氏は長歌を除外して考えられているけれども、この倭文部可良磨は「上丁」の一員とするのではなくて、むしろ「国造丁」とすべきものである。この常陸国防人歌群には、「助丁」占部広方とこの倭文部可良磨のみが、出身郡名が記されていないことも、その推定をささえる根拠にならないだろうか。

防人歌の中には、このような豪族層に属する人々の作も想定することができよう。

四

東国には、名もなく貧しい農民のみが生活していたわけではないから、東歌にも防人歌にも、当然、貧しくない人々の歌が存在して

いても不思議ではあるまい。ただその抒情の様相が中央とは異っていたというのみであろう。しかし、東国に生活していた人々の約九十八%は、義倉に粟を供出することも免除された貧しい人々であった。⁹そして、歌を創作し得た人々は、この数に反比例するであろうことも常識的に理解されるであろう。

さて、そのような東国において歌われた歌、つまり東歌の中には、前述したように、「防人歌」という部立のもとに五首の歌が載録されていた。その部立以外にも「防人歌」と目される歌が少くとも十首程度は考えられ、そのうち、三首は前に引用した如くである。

東国が、その中央への後属性の故に、そしてそのために生じた後進性の故に、名代子代の民をおいた皇室直轄領も多く設置され、その在地支配者である国造が、旧来保有していた私兵の形態を温存しながら、国造軍の編成の状態に近い集団として、防人に派遣されたと考えられ、それだからこそ、それは、東国の民にとって宿命的な苦役であり、東国民の生活の中でかなり大きな比重を占めていたであろう。「防人」を主題とするウタが東国各地で歌われていたのも当然であろう。前述したように、その防人歌、つまり巻十四に集録されている東歌の一部としての防人歌は、筑紫へ行かねばならない防人たちだけのものではなく、防人を出さねばならない地域全体の人々のものであった。

かつて筆者は、次の三首は防人を主題とした連節の民謡とでもいうことの可能なものが原東歌としてあったのではないかと考察したことがあった。

(一)吾が面の忘れむ時は国溢り嶺に立つ雲を見つつ偲ばせ

(二) 対馬の嶺は下雲あらなふ上の嶺にたなびく雲を見つつ俣はも
(14—三五一五)

(三) 面形の忘れむ時は大野ろにたなびく雲を見つつ俣はむ
(14—三五一六)

(14—三五二〇)

第一節で、故郷に残った女性の立場を、第二節で対馬に行った防人の立場を、第三節で共通の立場を歌ったと考えたのである。^{注10}もちろん、この現東歌の形のまま東国の人々の間に生きていたのではないことはもちろんである。このような歌の世界を背負っておればこそ、常陸国茨城郡出身の占部小竜という防人は、

吾が面の忘れも時は筑波嶺をふりさけ見つつ妹は俣はね

(20—四三六七)

と歌った。この歌と前述した東歌の三五二〇あるいは三五二〇の歌との類同性は明らかであろう。同様のことは、次の駿河国の上丁、有度部牛麻呂の歌についてもいえよう。

水鳥の立ちの急ぎに父母にも言はず来にて今ぞ悔しき

(20—四三三七)

水鳥の立たむよそひに妹のらにも言はず来にて思ひかねつも
(14—三五二八)

これらの例は、東国の生活の中に歌われた歌を、個の立場に引き寄せて歌ったということがいえよう。

東歌は、防人歌を生んだ。そして防人の制度は、東歌に愛のセレナーデのみではない歌の場を与えた。もちろんこれらの歌にも、恋人を思う心は歌われてはいるけれども、さらに大きな契機としての「防人」を考えねばならない。巻十四の防人歌は紫筑へ派遣された

防人たちの東国に持ち帰った歌とも考えられ、朝廷内で東歌及び防人歌が保存されている間に混同してしまった不注意の結果が、東歌に防人歌が混在することとなったのだ^{注11}という窪田空穂氏の御意見もあるが、「防人」の苦しさは、防人に行く人のみのもではなく、東国の生活そのものの中に存在していた。昔年防人歌の

防人に行くは誰が背と問ふ人を見るが羨しさ物思ひもせず

(20—四五二五)

は、そのことを如実に示している。

この昔年防人歌は、「主典刑部少録正七位上」というものしい肩書を持った磐余伊美吉諸君というものが、「抄写して兵部少輔大伴宿禰家持に贈れり」と左注にある。これは諸君がどこで何から「抄写」したのか不明ではあるが、刑部少録として、その職掌上直接に防人たちから聞き取ったものではないかとも思われる。その昔年防人歌の一首

わが夫を筑紫は遣りてうつくしみ帯は解かなあやにかも寝む

(20—四四二八)

は、武蔵国の防人の妻、服部皆女の

わが夫を筑紫は遣りてうつくしみ帯は解かなあやにかも寝も

(20—四四二二)

と同一歌といってもよいほど酷似しているということは、服部皆女が難波まで来て歌を詠んだのでない以上、やはり「昔年防人歌」が天平勝宝七歳という年に、東国において生命を持っていたといえるのであろう。この「昔年防人歌」や、大原真人今城が「伝誦」したという「昔年相替りし防人歌」

闇の夜の行く先知らず行く我を何時来まさむと問ひし児らはも

などこそ、伝えられる系路が違っていれば、「東歌」の中に入っていたものであろう。

(20—四四三六)

とすれば、防人歌は、東歌を生んだともいえる。

東歌にも防人歌にも、その作者層の一部に東国在住の豪族層——国造といわれた人々及びその家族を含んだ周辺の人々と考えているが——を想定することができ、それとその支配下にあった貧しい人々との歌集団がこの両者であったと考えられる。そしてこの二つの作者層間に画然とした線を引くことができないのは、豪族層が中央の文化を保持したいと志向しながらも、なほ土の生活と隔絶していない、したがって、東国のエネルギーを身につけていたが故にであって、東歌イコール東国農民の民謡といえないように、防人歌イコール防人に徴発された東国農民の歌とはいえない。

東歌の多くが、恋を、時には露骨な愛欲を歌うのに対し、防人歌の一部には言立てとして勇ましい歌もあるけれど、多く別離の悲しみ、旅の苦しさを歌うことにおいて、歌の場は大きく異っているけれど、歌う人々は、まさに同じ人々であった。

蛇足ながら付け加えるが、大伴家持は兵部少輔として防人を検校し、防人歌を入手したが、防人歌は本来朝廷に提出せられるべきもので、公的な性格をもっており、それが拙劣歌を除いて歌日記に書き入れられたのは家持の私的な営みであったであろう。その行為を彼にさせた原動力は、家持の中にある大伴家の歴史に対する自負もあつたが、家持の手にあつた東歌によるところもあつたであろう。家持は、東部の中に自ら持ちえなかつた土着のエネルギーの強

靱な魂を発見し、憧憬の思いを持っていたであろうことは、彼の歌の表現の端々にうかがえる。そして手元に持っていた東歌に国別分類という作業をさせた契機を与えることになったのは、この天平勝宝七歳の国別に提出された防人歌であつた。^{注12}

巻十四の東歌と、巻二十の防人歌は、その成立の基盤においても、万葉集そのものの編纂・成立の過程においても、相互に影響し合つて相乗効果を高めていたのであつた。

註1 東歌の作者層については拙著『万葉集東歌論』を御参照願えば幸いです。

2 桜井満氏『万葉集東歌研究』二七二頁など。

3 注1と同じ。さらに同書中の「東歌における枕詞の性質」など。

4 拙稿「第二の東国の成立」『万葉集東歌論』所収。

5 拙稿「いわゆる「仏足石歌体」について」『万葉集東歌論』所収

6 「三二五二」については「巻十四の巻頭五首」、「三三八七」については「東歌の作者層について考察」、「三四〇三」については「東歌における枕詞の性質」でそれぞれ触れた。いずれも拙著『万葉集東歌論』所収。

7 吉野裕氏『防人歌の基礎構造』一一三頁。(御茶の水書房版)

8 岸俊男氏「防人考」『万葉集大成11』所収。九六頁。

9 拙稿「東歌の作者層についての一考察」『万葉集東歌論』所収。

10 拙稿「巻十四における防人歌」「原東歌の一性格」『万葉集東歌論』所収。

11 窪田空穂氏『万葉集評釈』第十巻、六頁。

12 拙稿「巻十四の成立」『万葉集東歌論』所収。